

寄附金・寄贈品への感謝について



県立病院への寄附・寄贈品につきましては、患者様の療養生活の改善のために有効に活用させていただいております。これまで、多くの方々から、ご支援・ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

寄附金・寄贈品のお問い合わせ先

各県立病院 総務部総務課（事務部総務課）へ

兵庫県立尼崎総合医療センター	06-6480-7000
県立西宮病院	0798-34-5151
県立加古川医療センター	079-497-7000
県立丹波医療センター	0795-88-5200
県立淡路医療センター	0799-22-1200
県立ひょうごこころの医療センター	078-581-1013
県立こども病院	078-945-7300
県立がんセンター	078-929-1151
県立姫路循環器病センター	079-293-3131
県立粒子線医療センター	0791-58-0100
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	078-335-8001
県災害医療センター	078-241-3131
県立リハビリテーション中央病院	078-927-2727
県立リハビリテーション西播磨病院	0791-58-1050

※寄附金につきましては、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定される「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、所得税、法人税の確定申告に際し、控除等を受けることができます。寄贈品につきましても、一定の評価をした上で、同様の控除等を受けることができる場合があります。